

10月改定

は
たった+ 円!

低すぎる! 最低賃金

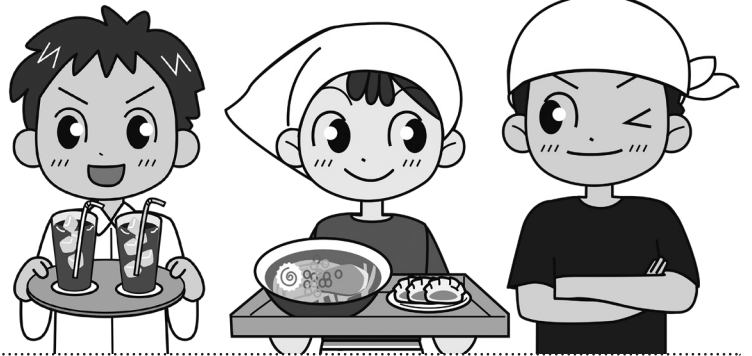
最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会
で決まります。

今年は、新型コロナ感染拡大を理由に最高3円から1円の引き上げ、また7都道府県では据え置きとなりました。

コロナ禍の中だからこそ、最低賃金の引き上げは必要です。最低賃金の大幅な引き上げを求める声が大きくなれば、実現はより確かになります。

「どこでも、だれでも、人間らしく暮らせる賃金」にするには、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度の確立が必要です。あなたも労働組合に加入して、一緒に人間らしい暮らしを実現しましょう。

の 最低賃金



最低賃金って?

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条・生存権)を保障するために、法律で「それを下回る賃金では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金の最低額のこと。

これを下回る賃金は法律違反で無効となり、少なくとも最低賃金の金額が支払われることとなります。使用者が最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最高で50万円の罰金が科されます。

時間給

円

パートも
アルバイトも
働くすべての人

深夜労働は25%割増

円



あなたの賃金を
千エック

時間給の方
(そのままの額で比較) 円

日給の方 円 = 日給 ÷ 1日の所定労働時間 (※1)

月給の方 円 = 月給 (※2) ÷ 1カ月の平均所定労働時間 (※3)

歩合制
(出来高払制)の方 円 = 歩合給 (※4) ÷ 1カ月の総労働時間

労働相談はこちら! 0120-378-060

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連 国民春闘共闘

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2020.9